

別紙 1

鴻池会 居宅介護支援事業所 重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 0 7 4 5 - 6 4 - 2 0 6 2
(9 : 0 0 ~ 1 7 : 1 5 まで)

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域等

事業所名	鴻池会 居宅介護支援事業所
所在地	奈良県御所市池之内 1 0 6 4 番地
管理者	大 杉 毅
介護保険指定番号	居宅介護支援 (奈良県 2 9 7 0 8 0 0 3 7 7 号)
サービスを提供する地域*	御所市、大和高田市、橿原市、葛城市 高取町、大淀町、明日香村

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 同事業所の職員体制

	常 勤	非常勤	計
管 理 者	1 名		1 名
介護支援専門員	5 名		5 名
計	6 名	名	6 名

(3) 営業日および営業時間 (緊急時体制)

営 業 日 3 6 5 日
営業時間 9 : 0 0 ~ 1 7 : 1 5
緊急連絡体制 2 4 時間 1 7 : 1 5 ~ 9 : 0 0
連絡先 0 7 4 5 - 6 3 - 0 6 0 1

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの主な流れと内容

居宅介護支援サービス計画作成希望の連絡をいただきましたら、当事業所の介護支援専門員を居宅に訪問させ、利用者及びその家族に面接して生活の困りごとや思い、希望等の情報を収集し、解決すべき課題を把握します。

次に当該地域の居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、質、利用料の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択をしていただき、居宅サービス計画の原案を作成します。

そして、サービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図り居宅サービス計画に必要な支援を行います。

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。

保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき、下記の保険請求分の金額をいただき、事業者からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日、市町村の担当の窓口に提出しますと、保険料の滞納等の期間に応じて償還払いを受けられます。

(介護保険 保険請求分 1 単位＝10.21 円)

居宅介護支援費 (I)	要介護 1. 2	1086 単位
	要介護 3. 4. 5	1411 単位
特定事業所加算 (II)		421 単位
特定事業所医療介護連携加算		125 単位
初回加算		300 単位
入院時情報連携加算 (I)		250 単位
入院時情報連携加算 (II)		200 単位
退院・退所加算 (I) イ		450 単位
退院・退所加算 (I) ロ		600 単位
退院・退所加算 (II) イ		600 単位
退院・退所加算 (II) ロ		750 単位
退院・退所加算 (III)		900 単位
緊急時等居宅カンファレンス加算 (月 2 回まで)		200 単位
ターミナルケアマネジメント加算		400 単位
通院時情報連携加算		50 単位

別紙 3

(2) 交通費

前記の 2.(1) のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

(3) その他の料金

記録の謄写費： 実 費

(4) 解除の料金

利用者のご都合により解除した場合、下記の料金をいただきます。

約款締結後、居宅サービス計画の作成段階途中で解除した場合

居宅介護支援費 要介護 1. 2 15,000円(税別)

要介護 3. 4. 5 18,000円(税別)

※ 初回に居宅サービスを計画した場合上記に加え 3,000円(税別)

5. 緊急時・事故発生時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打合せにより、家族および市町村等へ連絡をします。

6. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 事業の目的および運営方針

「利用者の立場にたって、医療・保健・福祉の総合サービスを提供し、地域の皆さまがたの自立を支援します。」を基本理念に利用者が居宅サービスを適切に利用できるように、介護支援専門員の質の向上に努め、利用者の心身の状況、置かれている環境や利用者およびその家族の希望を考慮の上居宅サービス計画を作成し、かつ、居宅サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者と連絡調整を行います。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

ケアプラン作成の手法は、利用者及びその家族の希望、思い、困っていることを第一に考え、居宅サービス計画ガイドライン等のアセスメントシートを使用し、生活環境及び生活での困りごとを改善していきます。

(3) サービス利用のために

- ・介護支援専門員の変更を希望される方は、お申し出下さい。
- ・介護支援専門員へのスキルアップは、年間定期的な全国・ブロック研究発表、外部勉強会への参加、内部研究発表、定例研修会、毎月の勉強会や検討会等を実施しています。
- ・当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙5の通りです。

7. (秘密保持)

- 1 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は利用終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

8. 第三者評価の実施状況 なし

9. サービス内容に関する苦情の申出

①当事業所相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各居宅サービスについての相談・苦情を承ります。

担当 鴻池会 居宅介護支援事業所 大杉 毅
電話 0745-64-2062

②その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村名 御所市、大和高田市、橿原市、葛城市、高取町、大淀町、明日香村 等

御所市役所	介護保険認定給付係 電話 0745-62-3001
大和高田市役所	介護保険課 電話 0745-22-1101
橿原市役所	介護保険課 電話 0744-22-8108
葛城市役所	新庄庁舎 長寿福祉課 電話 0745-69-3001 当麻庁舎 長寿福祉課 電話 0745-48-2811
高取町役場	福祉課 電話 0744-52-3334
大淀町役場	長寿介護課 電話 0747-52-5501
明日香村役場	健康づくり課 電話 0744-54-5550
奈良県国民健康保険団体連合会	指導相談係 電話 0744-29-8326

別紙 5

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下の通りです。

1. 前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 27%
通所介護 22%
地域密着型通所介護 3%
福祉用具貸与 56%

2. 前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	秋津ホームヘルパース テーション 50%	訪問介護ステーション心 14%	陽 訪問介護 7%
通所介護	さうす国見 47%	デイサービスときの森 14%	いぶきデイサービス センター 7%
地域密着型 通所介護	デイサービスさらぎ野 81%	デイサービスみなみやま と 14%	デイサービスセンター 笛吹 5%
福祉用具貸与	株式会社ヤマシタ 37%	ナインケア 14%	ハート・ケア・ひろはし 9%

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下の通りです。

1. 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 27%
通所介護 22%
地域密着型通所介護 3%
福祉用具貸与 56%

2. 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	秋津ホームヘルパース テーション 50%	訪問介護ステーション心 14%	陽 訪問介護 7%
通所介護	さうす国見 47%	デイサービスときの森 14%	いぶきデイサービス センター 7%
地域密着型 通所介護	デイサービスさらぎ野 81%	デイサービスみなみやま と 14%	デイサービスセンター 笛吹 5%
福祉用具貸与	株式会社ヤマシタ 37%	ナインケア 14%	ハート・ケア・ひろはし 9%

担当者より利用状況の説明を受けました。

説明を受けた日 令和 年 月 日

利用者又は家族氏名 _____